

「別府市的ヶ浜駐車場」採点表(集計)

選定基準	審査の項目	内容 ●新ガイドライン	配点	合計点			
1 住民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること。 (指定手続条例第3条各号に定める選定基準に基づき設定)	(1)施設の設置目的及び市が示した管理の方針	①施設の設置目的に合致した内容であるか	20点×5人 =100点	73点			
		②市の管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか					
		③団体の経営理念等は適切なものであるか					
	(2)平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	①事業内容に偏りがないか					
		②利用者の公平な利用への配慮があるか					
	(3)サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	①サービス向上のための取組内容は適切か					
		②募集要項に示した内容の提案は適切か					
		③自主事業の提案は市が意図した企画となっているか					
	計 ①						
2 公の施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、観光客の増加が図られること。 (市条例第3条第2号)	(1)利用者増を図るための具体的手法及び期待される効果	①広報計画の内容は適切か	25点×5人 =125点	76点			
		②利用増への取組内容が効果を期待できるものであるか					
		③地域、関係機関、ボランティア等との連携・協働が図られているか					
	(2)施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	①全体的に施設の整備、機能を活用した内容となっているか					
		②求めている内容が事業計画書で提案されているか					
		③施設管理、安全管理は適切か					
		④危機管理体制及び防災に関する研修・訓練計画は適切か					
		⑤維持管理は効率的に行われているか					
	計 ②						
3 管理の経費の縮減が図られるものであること。 (市条例第3条第2号)	(1)提案された納付金割合 右記の演算式により算出する(※1)	$\text{得点} = \frac{\text{当該申請者の提案納付金割合}}{\text{最高提案 納付金割合 (※2)}} \times \text{配点}$	30点×5人 =150点	150点			
計 ③							
4 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。 (市条例第3条第3号)	(1)収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	①収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか	25点×5人 =125点	75点			
		②収支計画の実現可能性はあるか					
	(2)安定的な運営が可能となる人的能力	①職員体制は十分か					
		②職員採用・確保の方法は適切であり、十分な見通しがあるか					
		③職員の指導育成・研修体制等により能力の確保が図られているか					
	(3)安定的な運営が可能となる経理的基盤	①団体の財務状況等は健全であるか					
		②金融機関や出資者等の支援体制は十分か					
	(4)類似施設の運営実績	①類似施設を良好に運営した実績はあるか					
	計 ④						
	合計 (①+②+③+④)				374点		